

5月大阪市会開「府市一体化条例」の「規約」を可決・内容と問題点

5月26日の市会本会議で維新・公明の賛成により「府市一体化」のための「規約」が可決され、6月9日に開催予定の府議会で議決される可能性が強まっています。その内容と問題点について以下報告します。

●「条例」そもそもの問題点

2度の「住民投票」で示された大阪市民の民意を踏みにじる暴挙です。維新は「究極の民主主義」だといい1票でも勝てばその他の意見を切り捨てるのに…です。次に、大阪市の権限を大阪府が奪い、全国で進む地方分権の流れに逆行しています。

そして「条例」を読むと、副首都推進本部会議で「合意」(第6条)に努め、事業の「費用負担」(第8条)を含めて協議し、決まったことを大阪市が「誠実に履行する責務」(第3条)を持たされ、府知事が委託事務を「管理」「執行」(第9条)するというのです。

結局、府知事が権限を握る本部会議での「合意」「決定」が大阪市の意思決定や議会を拘束し、大阪市民は意見を言えず、負担だけ求められるということになります。

●「規約」でさらに深まる問題点

26日の市会で議決したのは、①「大阪の成長・発展に関する事務の委託」、②「まちづくり等の都市計画に関する事務の委託」、③「大阪都市計画局設置」、④「万博推進局設置」の4つの規約です。

③④の「設置規約」は、条例を決めた3月までの議論にはなく、4月に入って松井市長が突如として言い出したものでした。

大阪市の権限と財源を奪い、大型開発事業やカジノ誘致に突き進むという維新のやり方は、「民意に反する」という根本問題とともに「思いつき」のような手法・やり方も異常です。

●「事務委託」の乱用

「事務委託」される仕事を遂行するのは「大阪都市計画局」で、大型開発を多く手掛けてきた大阪市の職員が配置され、その実務を担うのです。

本来、「事務委託」(地方自治法252条)というのは、自分ところの自治体で処理できない事務を、他の自治体に「委託」するのですが、委託先にその仕事をする体制と能力があって「効率的・効果的」になる場合が前提とされているのです。

しかし、大阪市職員が「大阪都市計画局」に配置されてその事務を執行するので、大阪府には体制も能力もないことを認めています。これでは「事務委託」の乱用であり、脱法的なやり方だと言わなければなりません。

●「大阪都市計画局」の「規約」に書かれた大型開発推進の中身

「大阪都市計画局」の「規約」にある仕事の中身を見れば、維新がやりたいことが浮かび上がります。

そこには、「うめきた地区、新大阪駅前地区、夢洲・咲洲地区、大阪城東部地区等における広域拠点開発に係る企画」や大阪府が10年前に発表した大阪市内部の大規模開発プランである「グランドデザイン・大阪及びグランドデザイン・大阪都市圏」が位置付けられています。とにかく、大型開発事業を「府市一体」ですすめたいのです。

●コロナ対策を放棄する

維新府・大阪市政とのたたかいを強化する

2つの「局」は今年11月の発足をめざすとしています。

「医療崩壊」が依然として激しいいま、コロナ感染対策の強化をさらに要求してのたたかいは必要です。同時に、「条例」「規約」の問題点を市民に知らせることが求められます。

「府市一体化」でやろうとしている大型開発事業に投入される税金や計画そのものの問題点の解明を行い、いのち・くらし優先の市政・府政の実現をめざして奮闘しましょう。